

特定空家等及び管理不全空家等の認定までの流れ

- (1) 対象物件の把握（通報、平成 28 年度空家等実態調査結果より）
- (2) 1 次調査【机上調査】（建築年、道路認定、地域地区などの建物概要を調査）
- (3) 2 次調査【現地調査】
建築指導課職員 2 名にて調査を実施

